

目 次

一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟定款	1
----------------------	---

I. 千葉県連盟全体に関する基本的な諸規程

1. 会員規程	I-1-1
2. 団規約	I-2-1

II. 千葉県連盟の運営に関する諸規程①

〈機関に関する諸規程〉

3. 総会運営規程	II-3-1
4. 運営規程	II-4-1
5. 役員選出規程	II-5-1
6. 選挙管理規程	II-6-1
7. 理事会運営規程	II-7-1
8. 理事会運営細則	II-8-1
9. 監事監査規程	II-9-1
10. 役員の報酬等及び費用に関する規程	II-10-1
11. 委員会規程	II-11-1
12. 地区規程	II-12-1

〈ガールスカウト活動に関する規程〉

13. 服装規程	II-13-1
14. 表彰規程	II-14-1
15. リスク管理規程	II-15-1
16. 緊急時における千葉県連盟への連絡について	II-16-1
17. 緊急連絡を要する事項（別紙1）	II-17-1
18. 千葉県連盟重大事故発生時緊急連絡体制（別紙2）	II-18-1
19. 情報公開規程	II-19-1
20. 個人情報取扱規程	II-20-1
21. 菜の花基金細則	II-21-1
22. 寄附金等取扱規程	II-22-1
23. 慶弔規程	II-23-1
24. 慶弔内規	II-24-1

一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟

会 員 規 程

第 1 章 総 則

第1条 この規程は、一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟(以下「本連盟」という)定款第 3 章に定める会員について規定する。

第2条 会員は次の 4 種とする。

- (1) 団会員
- (2) 個人会員
 - ① 少女会員
 - ② 成人会員
- (3) 賛助会員
- (4) 名誉会員

第 2 章 団会員

第3条 団会員は、個人会員によって構成され、ガールスカウト教育を生かして活動する団体であって、本連盟に入会したものをいう。これを「団」と称する。

第4条 団は、本連盟の承認を得た団規約をもつ。

2 団は、規約を変更しようとするときは、あらかじめ本連盟の承認を得る。

第5条 団は、本連盟に対し、次の各号を行う。

- (1) 本連盟総会に出席する。
- (2) 団総会議事録、団委員・監事名簿を毎年遅滞なく提出する。
- (3) 本連盟の会員登録、会費徴収その他の事務を行う。

第 3 章 個人会員

第6条 個人会員は、本連盟の目的に賛同して、ガールスカウト運動の一層の発展のために活動する個人であって本連盟に入会したものを指し、少女会員と成人会員の 2 種類を置く。

第7条 少女会員については、以下の 5 部門とする。

- (1) テンダーフット 就学前 1 年の少女
- (2) ブラウニー 小学校 1 年生から 3 年生までの少女
- (3) ジュニア 小学校 4 年生から 6 年生までの少女
- (4) シニア 中学校在学の少女
- (5) レンジャー 高等学校在学中およびその年齢に該当する少女

第8条 成人会員は、少女会員を支援してその育成に当たる 18 歳以上の者で、その活動は次のとおりである。

- (1) リーダー 公益社団法人ガールスカウト日本連盟(以下「日本連盟」と

いう)リーダーの資格を有し、少女会員の指導にあたる。

(2) 運営員 団の運営にかかわる。

(3) SCAPP (スカップ) 興味・関心に基づいてガールスカウト運動の一層の発展のために活動し、その成果を団や地域に活かす。

第9条 個人会員は、日本連盟、本連盟および団に所属し、会員として登録するとともに会費を納入する。

2 ただし、成人会員は団に所属せずに、会員登録することができる。

第10条 個人会員は、所定の様式により入会届を本連盟に提出する。

第11条 個人会員が退会しようとするときは、本連盟に退会届を提出する。本連盟がこれを受理した時点において、当該会員は会員資格を失うものとする。

第4章 賛助会員

第12条 賛助会員は、本連盟の事業を賛助するため入会した個人または団体をいう。

第13条 賛助会員は、賛助会費を納入することにより、賛助会員名簿に登録される。

第14条 賛助会員は、任意に退会することができる。

第5章 名誉会員

第15条 名誉会員とは、本連盟に功労があつた者または学識経験者等で、理事会において推薦されたものをいう。

第16条 理事会において名誉会員として推薦された者に対し、理事会は速やかにその旨を通知するとともに、本人の承諾を得て、名誉会員とする。

第6章 会費

第17条 会員は次のとおり会費を納入するものとする。

(1) 個人会員

① 少女会員 会費	年額	2,000 円
-----------	----	---------

② 成人会員 会費		
-----------	--	--

ア、成人会員(団所属)	年額	3,000 円
-------------	----	---------

イ、成人会員(直接登録)	年額	16,000 円
--------------	----	----------

(2) 賛助会員

① 個人	年額	2,000 円以上
------	----	-----------

② 団体	年額	10,000 円以上
------	----	------------

第18条 少女会員の世帯で成人会員となっていない保護者は、連盟維持費として年額 3,000 円を納入する。

2 会費の額は総会において決定する。

附 則

1. この規程は、平成 24 年 4 月 2 日から施行される。
2. 平成 27 年 1 月 24 日 一部改定
3. 平成 29 年 3 月 14 日 一部改定 平成 29 年 4 月 1 日 施行
4. 令和 2 年 5 月 24 日 一部改定 令和 2 年 6 月 9 日 施行
5. この規程の改定は理事会の承認を得なければならない。

ガールスカウト千葉県第〇〇団 団 規 約

- 第1条 本団は、公益社団法人ガールスカウト日本連盟(以下「日本連盟」という)定款および団規程に基づいて設立する。
- 第2条 本団は、日本連盟および一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟(以下、「千葉県連盟」という)に所属し、ガールスカウト千葉県第〇〇団と称し、英語名称は、Girl Scouts of Japan, Troop 〇〇 (団番号) of Chiba Council(略称 GSJ Chiba 〇〇[団番号])とする。
- 第3条 本団は、団事務所を団委員長宅〔事務所のある施設名 他〕に置く。
- 第4条 本団は、日本連盟および千葉県連盟に登録した個人会員によって構成され、ガールスカウト教育の特徴を生かして活動する。
- 第5条 団総会は、少女会員のすべての保護者および成人会員をもって構成し、委任状を含め、構成員の3分の2以上の出席を必要とする。
- 2 議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 3 団総会の議事録を作成し、千葉県連盟に提出するとともに、団事務所に保管する。
- 第6条 団総会は、団委員長が招集する。
- 2 団総会の議長は、団委員長がこれに当たる。
- 第7条 団総会は、次の事項について決議する。
- (1) 事業計画および事業報告ならびに予算および決算についての承認
- (2) 団委員および監事の選任と解任
- (3) 団規約の制定および改訂
- (4) 団の解散およびそれにとりなす残余財産の処分
- (5) その他重要事項
- 第8条 本団には、団委員会を置く。
- 2 団委員会は次に掲げる任務を行う。
- (1) 日本連盟および千葉県連盟の定める方針に従い、民主的に団の運営を行う
- (2) 団の総意をとりまとめ、日本連盟および都道府県連盟の民主的な運営に参画する
- (3) 団および個人会員の登録を行う
- (4) 団総会に付議する事項を決定する
- (5) 少女会員および成人会員の活動を支援する
- (6) リーダーを育成し、支援する
- (7) ガールスカウト活動を広報し、会員増強につとめる
- (8) 団の財政を健全に保持する
- (9) その他、団の運営のために必要な事項を行う
- 第9条 団委員会は以下の団委員により構成する。
- (1) リーダー 部門につき1名
- (2) 運営員 少女の保護者である運営員1名以上を含む運営員若干名
- (3) SCAPP(スカップ) 1名以上
- 2 団委員会構成員の総数は5名以上とし、その5分の3以上は女性とする。
- 3 リーダーを除く団委員の中から、団委員長、書記、会計、[副団委員長(任意)]を選任する。

ただし、団委員長は女性とする。

第10条 団委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第11条 団委員長は、団の総意に基づき、団を代表する。

2 団委員長は団委員会を招集し、団委員会の議長となる。

第12条 本団には、監事を置く。

2 監事は団の運営が適正に行われているかを監督し、団委員会に対し助言を与える。

3 監事は、団委員およびリーダーと兼任することはできない。

第13条 本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第14条 団規約を改訂しようとするときは、あらかじめ千葉県連盟の承認を得る。

第15条 本団を解散しようとするときは、あらかじめ千葉県連盟の承認を得る。残余財産の処分については、〇〇〇に寄付することができる。

第16条 本団には、育成会を置く。

2 育成会は、本団の活動を支援する個人および団体をもって構成する。

【育成会を置く場合の任意規定】

附 則

1. この規定は、平成24年4月2日から施行される。

一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟

総会運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、法令または定款に定めるもののほか、一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟(以下、「本連盟」という)の総会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 総会の招集の手続き等

(招集の手続き)

第2条 総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 総会の日時および場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 総会参考資料に記載すべき事項
- (4) 書面または電磁的方法による議決権の行使の方法、その他必要な事項
- (5) 代理人による議決権の行使の方法、その他必要な事項
- (6) オブザーバーの傍聴の可否および詳細
- (7) 次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項にかかわる議案の概要
 - ① 定款の変更
 - ② 団会員の除名
 - ③ 役員の選任および解任
 - ④ 他の法人との合併または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡
 - ⑤ 解散および残余財産の処分

(議決権行使に関する基準日)

第3条 総会の議決権行使に関する基準日は、毎年度4月1日とする。

第3章 総会の開催

(会場の設営等)

第4条 総会の開催の際には、会場を設営し、議事運営に必要な人員等を配置する。

(団会員等の出席)

第5条 団会員は総会開催通知に対し、総会に出席して議決権行使を行う者の氏名を、指定された期日までに本連盟に通知しなければならない。

- 2 総会に出席する団会員は、会場の受付において、あらかじめ送付を受けた出席票の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。
- 3 総会に団会員が出席できない場合は、定款第21条の書面等による議決権に定める通り、書面または電磁的方法による出席も可とする。

- 4 団会員の代理人として総会に出席する者は、会場の受付において第 5 条 2 項の出席票と委任状の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

(団会員以外の出席)

第6条 理事および監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

- 2 本連盟の職員は、議長、理事または監事を補助するために、議長の許可を得て総会に出席することができる。
- 3 団会員は、総会において議決権を行使する出席者の他に 2 名のオブザーバーを、あらかじめ議長の許可を得て出席させることができる。
- 4 本連盟の顧問および会計監査人は、議長の許可を得て総会に出席することができる。
- 5 本連盟の直接登録会員は、オブザーバーとして総会に出席することができる。

第 4 章 総会の議事

(議長の権限)

第7条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

- 2 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。
 - (1) 団会員の代表者またはその代理人として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者
 - (2) 議長の指示に従わない者
 - (3) 総会の秩序を乱した者
- 3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損もしくは侮辱する発言、総会の品位を汚す発言、またはその他議事を妨害し議場を混乱させる発言に対し、必要な注意を与え、制限し、またはその発言を中止させることができる。

(定足数・議決権行使数の確認)

第8条 議長は、総会の運営にあたり、組織運営委員会に定足数および議決権行使数を確認、報告させ、議場に報告する。

(開会の宣言)

第9条 議長は、開会の予定時刻が到来したとき、議場に開会を宣言する。

(開会時刻の繰り下げ)

第10条 議長は、やむを得ない事由がある場合には開会時刻を繰り下げることができる。この場合、すでに入場している団会員等に対して遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

(議題の付議の宣言)

第11条 議長は、各議事に入るにあたり、その議題を付議することを宣言する。

- 2 議長は、あらかじめ招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。
- 3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告または説明)

第12条 議長は、議題付議の宣言後、必要と認めるときは、理事および監事に対しその議題に関

する事項の報告または説明を求めることができる。この場合理事または監事は、議長の許可を得て、補助者に報告または説明をさせることができる。

- 2 団会員が理事または監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事または監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることが団会員の共同の利益を著しく害する場合、またはその他正当な理由があると議長が認める場合はこの限りではない。
- 3 団会員から提案があった場合、議長はその団会員に議題の説明を求め、また、理事または監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。

(議題の審議)

第13条 団会員が議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の発言の順序は、議長が決定する。
- 3 第1項の発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第14条 団会員は、総会の議事進行に関して動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第1項の動議が以下の各号に該当すると認めるときは、直ちに却下することができる。
 - (1) 総会の議事を妨害する手段
 - (2) 不適法または権利の濫用
 - (3) 動議に合理的な理由のないことが明らかである

(採決)

第15条 議長は、議題について質疑および討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

- 2 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 3 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。
- 4 議長は、採決について、出席票による挙手および議決権行使書面により賛否を確認する。
- 5 議長は、採決に先立って、議題に関するいかなる意見も述べることはできない。

(出席した団会員の議決権の数)

第16条 総会の決議については、次の数の合計数を出席した団会員の議決権の数とする。

- (1) 出席した団会員の議決権の数
- (2) 書面および電磁的方法による議決権の数
- (3) 代理人を出席させた団会員の議決権の数

(採決結果の宣言)

第17条 議長は、採決が終了した場合には、その結果およびその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(休憩)

第18条 議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて休憩を宣言することができる。

(延期または続行)

第19条 総会を延期または続行する場合は、総会の決議による。

- 2 前項の場合、延会または継続会の日時および場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。
- 3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時および場所を速やかに団会員に通知しなければならない。

(閉会)

第20条 議長は、すべての議事が終了した場合または延期もしくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、書面または電磁的方法により別表に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録署名人は、総会に出席した団会員の中から議長が指名する。

(議事の経過およびその結果の報告)

第22条 議長は、欠席した団会員に対して、書面または電磁的方法をもって議事の経過およびその結果の概要を遅滞なく報告するものとする。

第5章 事 務

(事務)

第23条 総会の事務は、組織運営委員会および事務局職員がこれにあたる。

附 則

1. この規程は、平成 25 年 2 月 5 日から施行される。
2. 平成 26 年 3 月 8 日 一部改定
3. 令和 2 年 6 月 9 日 一部改定
4. 令和 6 年 10 月 8 日 一部改定 令和 7 年 4 月 1 日 施行
5. この規程を改定するときは理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟

運 営 規 程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟定款(以下「定款」という)に基づいて千葉県連盟(以下「本連盟」という)運営に必要な事項を定める。

(経理)

第2条 本連盟の財産は、理事会および総会の決議を経たときのほか、これを交換し、その他支払手段として使用し、また適当な対価なしにこれを譲渡し、あるいは貸し付けてはならない。

2 本連盟の財産運用に必要な経理業務は、別に定める諸規程による。

(役員)

第3条 本連盟は、定款第 23 条で定めた役員の名称を下記のとおりとする。

連盟長	1 名
副連盟長	1 名
書 記	2 名
会 計	2 名
常置委員会委員長	4 名
監 事	2 名

2 役員は本連盟を代表するものとして全会員に対して本連盟運営の責任を負う。任務は定款第 27 条、第 28 条の他、次のとおりとする。

(1) 連盟長

- ① 連盟長は、理事会によって選任される。
- ② 連盟長は、本連盟の会務を総理し、本連盟の代表者となる。
- ③ 連盟長は、本連盟内の活動の実態を掌握し、本連盟活動が円滑に行われるよう図らなければならない。
- ④ 連盟長は、日本連盟および他県との連携をとり、必要に応じて団委員長会議を開催し、各団に周知させなければならない。
- ⑤ 連盟長は、本連盟を代表して行政機関および他団体との折衝にあたる。
- ⑥ 連盟長が、他団体より協力の要請を受けた場合は、理事会に諮り実施することができる。
- ⑦ 連盟長は、緊急の場合または理事会招集の必要を認めない事項については副連盟長と合議の上実施する。

(2) 副連盟長

- ① 副連盟長は、理事会によって選任される。
- ② 副連盟長は、連盟長を補佐し連盟長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 書 記

- ① 書記は、業務執行理事として理事会によって選任される。

- ② 書記は、理事会の記録をとり保管すると共に、理事会の通信事務を司る。
- ③ 書記は、総会、地区代表者会議等の記録を整理保管する。
- ④ 書記は、事業年度の事業計画および事業報告書を作成し、監査をうけ総会で報告する。

(4) 会 計

- ① 会計は、業務執行理事として理事会によって選任される。
- ② 会計は、金銭出納および収支会計簿の記帳に責任を持ち、理事会において会計報告をする。
- ③ 会計は、事業年度の予算書および決算書を作成し、監査をうけ総会で報告する。
- ④ 会計は、バッジの頒布に関する事務を司る。

(5) 常置委員会委員長

- ① 各常置委員会委員長は、業務執行理事の中から互選によって選任される。
- ② 各常置委員会委員長は、委員会を開き、委員会の意向を理事会に諮らなければならない。また理事会での委員会に関する決定事項、連絡事項を通知し、その任務を全うするように努める。

(6) 監 事

- ① 監事は、定款第 28 条に則り、本連盟の財産の状況および理事の業務執行の状況を監査し、総会に報告する。
 - ② 監事は、その役職上理事会に出席し、その他の会議に出席することができる。ただし議決権はない。
 - ③ 監事監査に関する事項は、別に定める監事監査規程による。
- 3 役員の年齢は、選挙執行日を基準とする。年齢と人数割合の詳細は、別に定める役員選出規程による。ただし、監事についてはこの限りではない。

(役員選出委員)

第4条 本連盟に役員選出委員をおく。

- 2 役員選出委員は、役員選出委員会を組織し、成人会員より役員候補者を推薦する。
- 3 役員選出委員会の定員は 7 名とする。
- 4 役員選出委員は、役員候補者選出をもって任務を終了する。
- 5 役員選出委員に関する事項は、別に定める役員選出規程による。

(事務局)

第5条 事務に関することについては、別に定める事務局規程および事務処理規程による。

- 2 事務局および職員については、別に定める労務に関する諸規程による。

(選挙)

第6条 本連盟の成人会員は、被選挙権をもつことができる。

- 2 選挙にあたり、選挙管理委員会をおく。
- 3 選挙に関する事項は、別に定める選挙管理規程による。

(総会)

第7条 総会には、団から団会員 1 名が出席する。議決権は団会員各 1 個とする。団会員は 4 月団登録した団とする。

- 2 団からオブザーバーとして2名出席することができる。
- 3 団の代表とならない地区長、リーダー長、トレーナー、委員会委員はオブザーバーとして出席することができる。
- 4 直接登録会員は、オブザーバーとして出席することができる。
- 5 臨時総会は、招集通知発送日までに登録した団を団会員とする。
- 6 総会の運営に関する事項は、別に定める総会運営規程による。

(理事会)

第8条 理事会は、定款第6章により本連盟運営が円滑に行われるよう図らなければならない。

- 2 理事会に関する事項は、別に定める理事会運営規程による。

(常置委員会)

第9条 本連盟には、定款第44条により次の常置委員会をおく。

- (1) 少女活動委員会
- (2) 成人活動委員会
- (3) 組織運営委員会
- (4) 広報委員会

- 2 常置委員会は、本連盟運営の効果を上げるためその運営事務を分担するものであって独立したものではない。したがって、他の委員会と緊密な連絡をとらなければならない。
- 3 常置委員会は、担当した分野において企画立案するものであり、理事会がこれを執行するにあたり、その実施を各委員会に委託することができる。必要に応じて小委員会を置くことができる。
- 4 各常置委員会は、1月末日までに次年度の事業計画および予算書を作成し、理事会に提出しなければならない。
- 5 各常置委員会は、年度末にその年度の事業報告書および決算書を理事会に提出しなければならない。
- 6 各常置委員会の任務は、次のとおりとする。詳細については、別に定める委員会規程による。

(1) 少女活動委員会

- ① 少女の教育プログラムを推進するための支援、および事業の調査・分析・立案・運営
- ② 他団体および日本連盟主催事業への参加についての募集、推薦、事前指導、事後活動の指導

(2) 成人活動委員会

- ① 指導者の養成と育成のための活動
- ② トレーナーの養成と育成のための活動
- ③ 成人会員を対象とする活動

(3) 組織運営委員会

- ① 会員管理(個人データ管理)
- ② 本連盟組織の拡充および充実
- ③ 総会・団委員長会議・地区代表者会議などの運営

④ 総務全般

(4) 広報委員会

① ガールスカウト活動の広報

② 財源確保のための活動

(常置委員会委員および副委員長の選出)

第10条 各常置委員会委員の定数は、委員長を除き 5 名以上 10 名までとする。ただし、実情に応じて理事会の承認を得て増減することができる。

2 常置委員会委員は、理事会が会員の中から選任し、連盟長が委嘱する。補充委員についても同様とする。

3 理事会は、委員候補者の推薦を地区に要請することができる。

4 委員は、同時に他の常置委員会委員を兼ねることはできない。

5 常置委員会委員の任期は 1 期 2 年とし再任を妨げない。ただし、上限を 3 期までとする。

6 常置委員会は副委員長をおく。委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代行する。ただし、理事会において議決権はない。

(特別委員会)

第11条 必要に応じて特別委員会をおくことができる。

(트레이ナー会)

第12条 トレーナー会はその任務を遂行するため、成人活動委員会を窓口とし、他の委員会との連携を密にする。

(地区)

第13条 定款第 2 章に示された目的および事業を効果的に達成するため、本連盟内に地区を設置し地区に関する事項は別に定める地区規程による。

2 地区代表者会議は、連盟長が招集する。

(表彰)

第14条 表彰に関する事項は、別に定める表彰規程による。

(情報公開と個人情報取扱)

第15条 情報公開と個人情報取扱に関する事項は、別に定める諸規程による。

(リスク管理)

第16条 リスク管理に関する事項は、別に定めるリスク管理規程による。

附 則

1. この規程は、平成 24 年 9 月 11 日から施行される。
2. 平成 25 年 2 月 5 日 一部改定
3. 平成 27 年 3 月 7 日 一部改定
4. 令和 2 年 6 月 9 日 一部改定

5. 令和 6 年 10 月 8 日 一部改定 令和 7 年 4 月 1 日 施行
6. この規程の改定は理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟

役員選出規程

第1章 総則

- 第1条 この規程は、一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟(以下「本連盟」という)定款第24条に係る役員の選任に関して必要な事項を定める。
- 第2条 理事会は、次の任期の役員の選任人数を、定款第23条1項に定める範囲内で決定する。
- 第3条 理事は、定款第7条第2項第2号に定める成人会員の中から選任する。この場合の成人会員とは、役員に就任する年度の4月1日において民法上の成年に達した者とする。
- 2 本連盟の理事は、原則として地区長、地区リーダー長、団委員長を兼任しない。
- 第4条 会員である監事は、第10条に基づき候補者を選出し、総会において選任する。
- 2 会員でない監事は、理事会で候補者を選出し、総会において選任する。
- 第5条 任期中の理事に欠員が生じた場合は、あらかじめ総会で選出した補欠者を理事とする。補欠者がいない場合は、改めて選挙を行う。
- 2 補欠者がいない場合は状況によって理事会で検討する。
- 3 会員である監事に欠員が生じた場合は、理事会から候補者を推薦し、総会で承認する。
- 4 会員でない監事に欠員が生じた場合は、理事会が候補者を選定し、総会で承認する。
- 第6条 連盟長、副連盟長および業務執行理事は、理事会において理事の中から選定する。
- 2 役職の決定に先立って、役員選出委員は、求めに応じて参考意見を述べることができる。

第2章 役員選出委員会

- 第7条 役員候補者の選出を行うため、役員選出委員会を置く。
- 第8条 役員選出委員は、理事会において推薦された成人会員の中から総会において選任する。選任手続きは、別に定める役員選出選挙の手続きに準じて行う。
- 2 総会での選任にあたっては、地域の均衡を考慮する。
- 3 役員選出委員会の定員は7名とし、互選により委員長を選出する。役員選出委員は、定数を満たす役員の選任をもって任務を終了する。
- 第9条 役員選出委員の任期は4年とし、2年ごとに半数改選する。
- 2 役員選出委員は、その任期中、役員候補者となることはできない。

第3章 役員候補者の選出

- 第10条 役員選出委員会は、各団に対し、以下の各号により、理事候補者および会員である監事の候補者の推薦を依頼する。
- (1) 団は、人数の制限なく候補者を推薦することができる。
- (2) 団は、推薦する候補者について推薦用紙に適切と思われる役職を記述することがで

きる。

(3) 団は、当該団および当該団以外の成人会員である候補者を推薦することができる。

2 役員選出委員会は、団からの推薦のほか、広く候補者を選考することができる。

3 前項の選出にあたり、役員選出委員会は、以下の事項に留意する。

(1) 理事が千葉県内の各地域から均衡して選出されるようにする。

(2) 理事選出時の理事の年齢構成は、原則として次の人数割合で構成されるようにする。

35 歳以下 : 1 名以上 3 名以内

36～49 歳 : 1 名以上 3 名以内

50～59 歳 : 1 名以上 3 名以内

60～69 歳 : 1 名以上 3 名以内

(3) 理事の 5 分の 3 以上は女性で構成されるようにする。

第11条 役員選出委員は、次の手続きに従い役員候補者を選定し推薦する。

(1) 各団に対し、役員選出委員会指定の候補者推薦用紙をもって、役員の候補者の推薦を依頼する。

(2) 推薦人数の制限は設けず、推薦用紙に適切と思われる役職を記述することができる。

(3) 各団からの推薦に加え、広く候補者を選考する。

(4) 各団および役員選出委員会より推薦された者に対し、立候補依頼状をもって本人の内諾を得、候補者を決定する。

(5) 候補者名簿を作成し、総会の 30 日前までに、選挙管理委員会に提出する。

第12条 役員選出委員会は、選挙管理委員会から報告された選挙結果の記録を、2 年間保管する。

附 則

1. この規程は、平成 24 年 11 月 6 日から施行される。

2. この規程を改定するときは理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟

選挙管理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟定款第 24 条により選任される役員の選挙に関して必要な事項を定め、選挙が公明かつ適正に行われることを目的とする。

(選挙事務の管理)

第2条 この規程において選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。

2 選挙公示の案内および選挙事務に関する選挙手続き等は、別に定める。

(選挙管理委員会)

第3条 選挙を公明かつ適正に実施するため、総会の 40 日前までに選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、委員 3 名をもって構成する。

3 委員は、選挙が行われる 40 日前までに理事会が会員の中から選任する。

4 委員は、理事会において決定し、連盟長がこれを委嘱する。

5 委員長は、委員会において互選により選出し、連盟長がこれを委嘱する。

6 委員の任期は、選挙管理委員会の任務が終了したときとする。

7 委員は、選挙管理委員会において知りえた事項について守秘義務を負う。

(選挙に関する啓発、周知等)

第4条 選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行われるよう努め、選挙に際しては、役員選出委員会から受け取った候補者名簿、選挙の方法、その他選挙に必要な事項を選挙の 20 日前までに会員に公示しなければならない。

(選挙権)

第5条 定款第 7 条第 2 項第 1 号に定める団会員は選挙権を有する。

(選挙人名簿)

第6条 選挙管理委員会は、選挙の行われる日現在の選挙人名簿を作成し、選挙人の人数を確認しなければならない。

2 団会員は、総会の開催通知に示される出席確認の締切日までに、別に定める出席票を提出して団会員を代表して議決権行使を行う者(以下、議決権行使者という)を通知する。

(候補者)

第7条 役員の候補者は、役員選出規程第 3 条および第 4 条により選出された者とする。

(候補者名簿の確認)

第8条 役員選出委員会において作成した役員候補者名簿を選挙管理委員会が受理し、確認する。

(選挙の方法)

第9条 選挙は投票により行う。

2 団会員がやむを得ない事由により総会に出席できないと見込まれる場合、書面による議決権行使により事前投票を行うことができる。

(投票および開票立会人)

第10条 選挙管理委員会は選挙立会人を 2 名選出する。

(投票方法の説明)

第11条 選挙管理委員会は議決権行使者に投票用紙の交付を行い、記載方法、その他投票について必要な事項を説明する。

(投票所)

第12条 投票所は理事会において決定する。

(投票)

第13条 委員長は投票を開始する旨、告示する。

2 選挙立会人は投票に立ち会う。

3 議決権行使者が投票をし終えたと委員会で判断した時点で投票を終了し、投票箱を閉じる。

(開票)

第14条 選挙管理委員会は選挙立会人立ち会いの上、投票箱を開き、投票の点検、確認をしなければならない。

(無効票)

第15条 第11条による記載方法以外の記載をしたものは無効とする。

2 不明票については、選挙管理委員会および選挙立会人によって、明らかに特定の候補者をさしていると合意に達した場合は有効とするが、その他の場合は無効とする。

(当選者の決定)

第16条 当選は最高得票の者より順次定数までの者とする。

2 得票数が同数で当選確認できない場合は、再投票により決定する。

第17条 役員候補者の数が選任を予定する数を超えない場合は、信任投票により、議決を行う。

2 前項の候補者は過半数の得票により、選任される。

3 信任投票において候補者が過半数の得票を得られない場合は、役員選出委員会による候補者の選出と総会における選任を、再度行うものとする。

(投票結果の報告)

第18条 投票終了後、選挙管理委員会は得票数の点検、およびその得票結果を総会に報告しなければならない。

(1) 投票用紙発行数

(2) 投票者数

(3) 有効票数

(4) 無効票数

(5) 当選者氏名

(6) 補欠者氏名

2 選挙の記録は、選挙管理委員会から役員選出委員会に報告する。

附 則

1. この規程は、平成 24 年 9 月 11 日から施行される。
2. 令和 2 年 6 月 9 日 一部改定
3. この規程を改定するときは理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟

理 事 会 運 営 規 程

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟(以下「本連盟」という)の定款第 6 章に基づき、本連盟の理事会に関する事項について想定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の種類)

第2条 理事会は、定例理事会と臨時理事会とする。

2 定例理事会は、毎事業年度に年 4 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 連盟長が必要と認めたとき

(2) 連盟長以外の理事から連盟長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき

(4) 定款第 28 条の規定により監事から連盟長に対し、招集の請求があったとき

(5) 定款第 28 条の規定により監事が招集するとき

(理事会の構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会に以下の役職をおく。

① 連盟長 (女性とする)

② 副連盟長(女性とする)

③ 書記

④ 会計

⑤ 常置委員会委員長

3 連盟長以外の理事を業務執行理事とする。

第 2 章 理事会の招集

(招集者)

第4条 理事会は連盟長が招集する。ただし、第 2 条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合および同条第 3 項第 5 号により監事が招集する場合を除く。

2 第 2 条第 3 項第 3 号による場合は、理事が、同条第 3 項第 5 号による場合は、監事が招集する。

3 連盟長は、第 2 条第 3 項第 2 号または同条第 3 項第 4 号に該当する場合は、その請求があ

った日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

- 4 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第5条 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事および各監事に対して、会議の日時および場所ならびに目的事項等を記載した書面をもって、通知しなければならない。

- 2 連盟長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事および監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、連盟長がこれに当たる。

- 2 前項にかかわらず、連盟長に事故あるとき、または特別の利害関係を有するときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事がこれに当たる。
- 3 理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第7条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第8条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第9条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案に加わることのできる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときを除く。

- 2 前項の電磁的記録とは、一般社団法人および一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)施行規則第89条に定めるものとする。

(報告の省略)

第10条 理事または監事が理事および監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規程は、第20条第1項の規程による報告には適用しない。

(監事の出席)

第11条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第12条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴する

ことができる。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した連盟長および監事はこれに署名または記名押印しなければならない。連盟長が欠席の場合は、当該理事会に出席した全理事および監事が署名または記名押印を行う。

(議事録の配布)

第14条 議長は、欠席した理事および監事に対して、議事録の写しおよび資料を配布して、議事の経過およびその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 理事会の権限

(権限)

第15条 理事会は、本連盟の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督する。

(決議事項)

第16条 理事会が決議すべき事項は、次の通りとする。

- (1) 本連盟の業務執行の決定
- (2) 本連盟の理事会の構成に関する事項
 - ① 連盟長、副連盟長および業務執行理事の選定および解職
 - ② 連盟長に事故あるときの連盟長の任務の代行者の選定
 - ③ 第3条2項に関する事項
- (3) 総会の招集および総会に付議すべき以下の事項に関する決定
 - ① 総会の日時および場所ならびに総会に付議すべき事項
 - ② 定款の変更
 - ③ 合併および解散
 - ④ 公益目的取得財産残額の贈与
 - ⑤ 残余財産の処分
 - ⑥ 団会員の入会
 - ⑦ 団会員の除名
 - ⑧ 財産の基本財産への繰入れ
 - ⑨ 重要な財産の処分および譲り受け
 - ⑩ 事業報告および計算書類等の承認
- (4) 前3号に定めるもののほか、法令に定める事項
- (5) 定款に定める事項
 - ① 定款第35条第2号に定める諸規程の制定、変更および廃止に関すること
 - ② 前号に定めるもののほか定款に定める事項
 - ア. 名誉会員の推薦
 - イ. 団会員、個人会員、賛助会員、名誉会員の除名
 - ウ. 顧問の選任・解任

エ. 委員の選任・解任

(6) その他重要な業務執行に関する事項

- ① 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
- ② 重要な事業その他の争訟の処理
- ③ その他理事会が必要と認める事項

(理事の取引の承認)

第17条 理事が定款第 31 条に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

2 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(責任の免除)

第18条 理事会は、定款第 32 条に基づき、役員の法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 前項の規定に基づき、理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、各監事の同意を得なければならない。
- 3 第 1 項の規定に基づき、役員等の責任を免除する旨の決議を行ったときは、連盟長は、遅滞なく法人法第 113 条第 2 項各号に掲げる事項および責任を免除することに異議がある場合には 1 箇月以内に異議を述べるべき旨を団会員に通知しなければならない。
- 4 総団会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する団会員が 1 箇月以内に異議を述べたときは、理事会は第 1 項の規定に基づく免除をすることができない。

(報告事項)

第19条 連盟長および法人法第 91 条第 1 項第 2 号により選定された業務執行理事は、毎事業年度に 3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が不正の行為をし、もしくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実、もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 3 理事が第 17 条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第 5 章 補 則

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定

める。

附 則

1. この規程は、平成 25 年 12 月 14 日から施行される。
2. 平成 27 年 3 月 7 日 一部改定
3. 令和 2 年 6 月 9 日 一部改定
4. この規程を改定するときには理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟

理事会運営細則

(設置)

第1条 一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟(以下「本連盟」という)理事会の円滑で適切な運営を図るため、理事会運営規程に基づくもののほか、理事会の業務執行について諸調整を行うため、理事連絡会(以下「連絡会」という)を設置する。

(構成)

第2条 連絡会は、連盟長およびすべての理事をもって構成する。

(任務)

第3条 連絡会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 理事会の業務執行についての諸調整に関すること
- (2) 委員会から提案された事項などの検討に関すること
- (3) 理事会での決議が必要な事項の内容の検討に関すること
- (4) その他、法令および定款において、理事会の決議事項とされているものを除き、本連盟の業務執行に関すること

(開催)

第4条 連絡会は、原則として、月に1回開催する。ただし、必要があるときは、臨時に開催することができる。

(招集等)

第5条 連絡会の会議は、連盟長が招集し、その議長となる。

- 2 連盟長に事故があるときは、あらかじめ連絡会において定めた順序による理事がこれに当たる。
- 3 連絡会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事に対して会議の日時および場所ならびに目的事項等を記載した書面をもって通知しなければならない。
- 4 連盟長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
- 5 前2項の規定にかかわらず、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく連絡会を開催することができる。

(定足数)

第6条 連絡会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(合意)

第7条 連絡会に付議された事項のうち理事会での議決が必要な事項は、出席した理事の過半数の合意を得て、直近の理事会に付議するものとする。

- 2 前項の理事会での議決が必要な事項について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、連絡会の合意があったものとみなす。

(関係者の出席)

第8条 連絡会が必要と認めるときは、議事に関係する者の出席を求めてその意見を徴することができる。

(議事録)

第9条 連絡会の議事については、議事録を作成し、出席した連盟長はこれに署名または記名押印しなければならない。連盟長が欠席の場合は、当該連絡会に出席した全理事のうち連盟長の指名した理事が署名または記名押印を行う。

附 則

1. この規程は、平成 25 年 12 月 14 日から施行される。
2. 平成 27 年 1 月 24 日 一部改定
3. 平成 27 年 3 月 7 日 一部改定
4. この規程の改定は理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟

監事監査規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟(以下「本連盟」という)における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令および定款に定めるもののほかはこの規程による。

(基本理念)

第2条 監事は、本連盟の機関として、理事と相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、本連盟の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職能)

第3条 監事は、理事の職務の執行を監査し、理事の職務執行に適法性を欠く事実またはそのおそれのある事実もしくは著しく不当な事実を発見したときは、理事会に対し遅滞なく報告しなければならない。

(業務・財産調査権)

第4条 監事は、いつでも、理事および関係部署に対し事業の報告を求め、または本連盟の業務および財産の状況を調査することができる。

(理事等の協力)

第5条 監事が、前条の職務を遂行する場合は、理事または関係部署の責任者はこれに協力するものとする。

第2章 監査の実施

(監査事項)

第6条 監事は、監査事項について、調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

(会議への出席)

第7条 監事は、理事会および総会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べる。

- 2 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、または議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

第3章 監事の意見陳述等

(理事会に対する意見陳述義務)

第8条 監事は、理事の職務の執行またはその他の者の業務上の行為が法令・定款に違反し、

もしくは違反するおそれがあるとき、または著しく不当であると認めたときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求し、または自ら理事会を招集することができる。

3 監事は、業務の執行に当たり連盟の業務の適正な運営・合理化等または本連盟の諸制度について意見を持つに至ったときは、理事に対し、意見を述べることができる。

(差止請求)

第9条 監事は、理事が本連盟の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、これにより本連盟に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

(理事の報告)

第10条 監事は、理事が本連盟に著しい損害が発生するおそれのある事実を発見したときは、その事実の報告を受けるものとする。

(会計方針等に関する意見)

第11条 監事は、理事が会計方針および計算書類等の記載方法を変更する場合には、あらかじめ変更の理由について報告するよう求めることができる。

2 監事は、会計方針および計算書類等の記載方法について疑義があるときは、理事に意見を述べることができる。

(総会への報告)

第12条 監事は、総会に提出される議案および書類について、違法または著しく不当な事項の有無を調査し、必要な場合には総会に報告する。

(総会における説明義務)

第13条 監事は、総会において団会員が質問した事項については、必要に応じて議長の議事運営に従い説明する。

(監事の任免に関する総会における意見陳述)

第14条 監事は、その選任および解任について、総会において意見を述べることができる。

第4章 監査の報告

(計算書類等の監査)

第15条 監事は、理事から事業報告書および計算書類ならびにこれらの附属明細書を受領し、これらの書類について監査事項を監査する。

(監査報告書)

第16条 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告書を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。

2 前項の監査報告書には、作成年月日を付し、記名押印をするものとする。

3 監事は前項の監査報告書を、理事に提出する。

第5章 補 則

(改正措置)

第17条 この規程の改正は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

附 則

1. この規程は、平成 24 年 12 月 11 日から施行される。
(平成 24 年 12 月 11 日 監事決定)
2. 平成 27 年 3 月 7 日 一部改定
(平成 27 年 3 月 7 日 監事決定)
3. 令和 2 年 6 月 9 日 一部改定
(令和 2 年 6 月 9 日 監事決定)

一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟

役員の報酬等および費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟(以下「本連盟」という)定款第30条に基づき、役員の報酬等および費用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第23条第1項に定める理事および監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊料を含む)の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 役員は、無報酬とする。

(国内旅行の費用)

第4条 連盟長の出張命令に基づき、役員が会務のため国内において旅行する場合は、会計規程の旅費に関する条項に基づき次のように費用を支給する。

- (1) 定款の規定ならびに理事会の決議による諸会議、諸事業への出席のための旅行の場合は、交通費および宿泊料を支給する。
- (2) 本連盟の会務執行のための出張および関係機関、団体の主催する事業への出席のための旅行の場合は、交通費および宿泊料を支給する。

(外国旅行の費用)

第5条 連盟長の出張命令に基づき、役員が会務のため外国に旅行する場合は、会計規程の旅費に関する条項に基づき運賃、宿泊料、海外出張時の査証取得、出入国税、通信費、その他出張に関わる費用の実費を支給する。

附 則

1. この規程は、平成24年12月11日から施行される。
2. この規程を改定するときは理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟

委員会規程

- 第1条 この規程は、一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟の定款第 44 条に定める委員会に関して、必要な事項を定める。
- 第2条 委員会は、理事会の職務を助けるため、理事会から委任された事項について企画、立案および実施する。
- 2 委員会への委任事項は別に定める。
- 3 理事会は各委員会への委任事項の検討および委員会から提出される報告事項を検討し、理事会へ報告または議案として提出する。
- 第3条 委員会は、常置委員会・特別委員会・臨時委員会とする。
特別委員会、臨時委員会は必要に応じておくことができる。
- 第4条 常置委員会は次の各号のとおりとする。
- (1) 少女活動委員会
(2) 成人活動委員会
(3) 組織運営委員会
(4) 広報委員会
- 第5条 各委員会の委員は 5 名以上 10 名までとし、次の各号をもって構成する。
- (1) 定款第 7 条に定める会員
(2) 学識経験者
- 第6条 常置委員会委員は、その候補者となる者を団および理事が推薦し、理事会が選任する。
- 2 委員は、その所属する団の了承を得て、連盟長が任命する。
- 第7条 各委員会には、副委員長、書記、会計を置く。
- 第8条 常置委員会委員の任期は 1 期 2 年とし再任を妨げない。ただし、上限を 3 期までとする。
- 2 特別委員会委員および臨時委員会委員の任期は、理事会が委嘱した期間とする。
- 第9条 委員会は必要に応じて委員長がこれを招集する。ただし、委員長が決定していない場合、連盟長がこれを招集する。

附 則

1. この規程は、平成 25 年 9 月 14 日から施行される。
2. 平成 27 年 1 月 24 日 一部改定
3. 令和 6 年 10 月 8 日 一部改定 令和 7 年 4 月 1 日 施行
4. この規程を改定するときは理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟

地 区 規 程

第1条 一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟(以下「本連盟」という)に地区をおく。

(目的)

第2条 この規程は、本連盟と本連盟内各団の充実のため相互の情報伝達を円滑に行い、地区内のガールスカウト運動推進、活動の活性化に責任を持ち、地域の自治体・青少年育成団体・企業等との連携を密にし、青少年育成の一翼を担うことを目的として定める。

(区分および名称)

第3条 本連盟は、地域の実情を考慮して、第2条の目的を遂行するために本連盟理事会の定める地域ごとに地区を設ける。

2 地区は、ガールスカウト千葉県連盟〇〇地区と称する。

(構成および機関)

第4条 地区は、定められた地区内のすべての団をもって構成し、地区会議を設置、地区会議ごとにリーダー会をおく。

(地区会議)

第5条 構成および役職

(1) 構成

地区会議は、原則として各団団委員長とリーダーの代表によって構成される

(2) 役職

ア. 地区長、書記、会計

地区長、書記、会計は、各団代表の互選により選出する。団代表は原則として団委員長とする。

イ. リーダー長

構成員中のリーダーよりリーダー長を互選する。

ウ. 地区長およびリーダー長は互いに兼任、代行することはできない。

エ. 地区長、書記、会計、リーダー長の選出方法については、地区に委ねる。

2 会議の運営

(1) 地区会議の開催にあたっては、構成員で運営される。その他の出席者については、各地区において自主的に定めることができる。

(2) 定期地区会議は、地区代表者会議終了後速やかに開催する。その他の会議は必要に応じて開催する。

(3) 表決を行う場合は、各団1個の表決権を有する。

3 地区長の任務

(1) 地区長は、地区を代表するものであり、連盟長が招集する地区代表者会議に出席する。

(2) 地区長は地区内の青少年育成の現状と課題を把握し、ガールスカウトとしてできることに尽力する。

(3) 地区長は、地区会議を招集し議長となる。

(4) 地区長は、常に地区の実態を知り地区内の意見・希望を本連盟に伝えるとともに、本連盟からの依頼事項を地区内各団に周知徹底させ、地区内の充実、推進を図る。

(5) 地区長は、リーダー会に出席できるが表決権はない。

4 地区長の選出条件と任期

(1) 地区を構成する団委員長であること。

(2) 本連盟の役員、 트레이ナーおよびリーダーを除く。

(3) 任期は、4月1日から翌3月31日までとし、1期2年とする。

任期の限度は、連盟の役員に準ずるものとする。

5 他の役職の任務と任期

(1) 書記は、地区会議の議事録を保管し、地区の庶務事項を担当する。

(2) 会計は、地区内の所費の出納にあたり会計簿に記録し決算を報告する。

(3) 任期は、それぞれ4月1日から翌3月31日までとし、1期2年とする。

任期の限度は、連盟の役員に準ずるものとする。

6 リーダー会

(1) リーダー会は、地区内のリーダー登録者をもって構成される。

(2) リーダー会は、地区内リーダーの指導者としての資質向上を図るため、精神・技術両面の研修および親睦の場とする。

(3) リーダー会は、地区内のスカウト育成のため、活動等の諸行事を企画立案した場合、事前に地区会議に報告し了解を得て実施する。

(4) 他地区のリーダー会との連携は、事前に地区会議に報告し了解を得て実施することができる。

7 リーダー長の任務

(1) リーダー長は、地区内のリーダー会を代表するものであり、地区長が招集する地区会議に出席する。

(2) リーダー長は、リーダー会構成員を招集し議長となる。

8 リーダー長の選出条件と任期

(1) 原則として2年以上のリーダー経験者であること。

(2) 本連盟の役員および地区長を除く。

(3) 任期は、4月1日から翌3月31日までとし、1期2年とする。

任期の限度は、連盟の役員に準ずるものとする。

(本連盟関係事項)

第6条 地区費

本連盟より地区運営の経費として地区費の配分は行なわない。

2 届出必要書類

(1) 毎年地区総会後速やかに、総会議事録・総会資料・地区役員名簿を提出する。

(2) 地区事業は、原則として実施1か月前までに届出るものとする。他地区と合同企画の場合は地区長連名で届出る。

(3) 終了した事業は、本連盟に速やかに報告書を提出する。

(地区内規)

第7条 必要に応じ地区内規を定めることができる。ただし、地区規程を優先する。

(連合会等)

第8条 地区内または他地区との行政区ごとの連合会等が必要とされる場合は、その団体名、設置理由、事業の概略等を書面で届出るものとする。ただし、この場合行政区内の全団加入を原則とする。

- 2 地区内または地区を越えて連合会等がある場合は、地区長との連携を密にし、行事においては地区会議の了承を得るものとする。

附 則

1. この規程は、平成 25 年 9 月 14 日から施行される。
2. 平成 26 年 3 月 8 日 一部改定
3. 平成 29 年 1 月 11 日 一部改定 平成 29 年 4 月 1 日 施行
4. この規程の改定は理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟

服 装 規 程

- 第1条 一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟(以下「本連盟」という)は、定款第 9 条第 2 項に定めるピンおよびユニフォームについて、必要な事項を定める。
- 第2条 ユニフォームの制定品は別記の通りとする。
- 第3条 活動時の服装はその活動の内容・諸条件によって、ふさわしい制定品の上下の品目(アイテム)を選択して着用する。ただし、活動にあたっていかなる服装をするかは責任者の判断による。
- 第4条 次の場合は、ユニフォームの着用は認められない。
- (1) ガールスカウト活動に付随しない、商業的意図を持った販売活動および特定の企業との契約行為
 - (2) 日本連盟(本連盟を含む)の承認を得ない職業的興行
 - (3) 一党一派の政治的利害にかかわる政治活動

附 則

1. この規程は、平成 25 年 3 月 5 日から施行される。
2. 令和 2 年 6 月 9 日 一部改定
3. この規程を改定するときは理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟

表 彰 規 程

第1条 一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟(以下「本連盟」という)は、千葉県におけるガールスカウト運動に顕著な功績のあったものに対し表彰を行う。

第2条 表彰の対象と種類は次のとおりとする。

(1) 少女会員

① 少女活動章

ア、B・P アワードを取得したガールスカウト、もしくは B・P アワードに匹敵する活動に対して授与する。

イ、一貫性のある取り組み、または永続的な活動で、知識、技術を活かし地域に根付いた活動に対して授与する。

② 人命救助章

人命救助に対して授与する。

③ 善行章

特に勝れた善行に対して授与する。

(2) 成人会員

① 功労章

本連盟の運営に功績のあった 20 年以上登録の者に授与する。

功労章の表彰基準としては次の通りとする。

ア、理事、監事、トレーナーを通算 10 年以上

② 永続奉仕章

ガールスカウト運動に奉仕を続け、本連盟に継続登録した者に授与する。なお、途中中断があった場合も通算を認める。

ア、5 年永続奉仕章

イ、15 年永続奉仕章

ウ、35 年永続奉仕章

エ、45 年永続奉仕章

オ、55 年永続奉仕章

③ 人命救助章

人命救助に対して授与する

④ 善行章

特に勝れた善行に対して授与する

⑤ 特別表彰

その他、理事会が定める特別の場合に行う

(3)個人または団体

① 感謝状

ガールスカウト運動発展のための援助に対し、感謝の意を表して贈呈する。

② 感謝章

ガールスカウト運動発展のための顕著な貢献に対し、感謝の意を表して贈呈する。

③ 特別友好章

ガールスカウト運動に対する理解と協力に敬意と謝意を表し、外国関係者に贈呈する。

(4)活動に関する顕彰

① 菜の花基金顕彰

他のガールスカウトの模範となるガールスカウト活動の栄誉をたたえ、顕彰を通じて人材育成を推進する。

第3条 前条第1号、第2号、第3号の各章は、団からの申請に基づき、本連盟が発行する。

2 前条第1号①、第4号の各章は、団からの推薦を受け、各顕彰規程に基づく審査を行う。

第4条 本連盟は表彰申請のあったものについて、理事会で審議し決定する。

第5条 特別の事情がある場合においては、本連盟理事会の発議により表彰を行うことができる。

附 則

1. この規程は、平成25年3月5日から施行される。
2. 令和6年10月8日 一部改定
3. 個人、団および都道府県連盟の登録回数、ならびに個人の役員通算年数は、昭和24年(ガールスカウト日本連盟創立の年)をもって起算する。
4. 連盟役員の通算年数には、千葉県支部役員としての年数も含まれる。
5. この規程を改定するときは理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟

リスク管理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟(以下「本連盟」という)におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの防止および本連盟の損失の最小化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本連盟の役員、職員、会員、本連盟が行う事業に参画する者(以下「構成員」という)に適用されるものとする。

(定義)

第3条 この規程において「リスク」とは、本連盟に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性を指すものとし、「具体的リスク」とは、リスクが具体化した次の各号の事象などを指すものとする。

- (1) 信用の危機 不全な活動や欠陥のある情報の提供等によるイメージの低下
- (2) 財政上の危機 収入の減少や資金の運用の失敗等による財政の悪化
- (3) 人的危機 構成員間の人的紛争
- (4) 外部からの危機 自然災害や事故、インフルエンザ等の感染症および社会的勢力からの不法な攻撃等
- (5) その他上記に準ずる緊急事態

第2章 構成員の責務

(基本的責務)

第4条 構成員は、事業の遂行に当たって、法令、定款およびこの法人の定める規程など、リスク管理に関するルールを遵守しなければならない。

(リスクに関する措置)

第5条 構成員は、具体的リスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、本連盟にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、その回避、軽減および移転その他必要な措置を事前に講じなければならない。

- 2 構成員は、事業上の意思決定を求めるに当たっては、上位者(事業主催者を含む。以下、同じ)に対し当該事業において予見される具体的リスクを進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について具申しなければならない。

(具体的リスク発生時の対応)

第6条 構成員は、具体的リスクが発生した場合には、これに伴い生じる本連盟の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内の初期対応を十分な注意をもって行

う。

- 2 構成員は、具体的リスク発生後、速やかに上位者に必要な報告をするとともに、その後の処理については関係部署と協議を行い、上位者の指示に従う。

- 3 構成員は、具体的リスクに起因する新たなリスクに備え、前条の措置に講ずる。

(具体的リスクの処理後の報告)

第7条 構成員は、具体的リスクの処理が完了した場合には、処理の経過および結果について記録を作成し、連盟長に報告しなければならない。

(クレームなどへの対応)

第8条 構成員は、口頭又は文書により会員又は会員以外の個人・団体などからクレーム・異議などを受けた場合には、それらが重大な具体的リスクにつながるおそれがあることを意識し、直ちに上位者に報告し、指示を受ける。

- 2 クレーム・異議などの重要度を判断し、関係部署と協議の上、対応しなければならない。

(対外文書の作成)

第9条 構成員は、対外文書の作成については常にリスク管理を意識し、上位者の指示に従うとともに、その内容が第3条第1号の信用の危機を招くものでないことを確認しなければならない。

(守秘義務)

第10条 構成員は、この規程に基づく本連盟のリスク管理に関する計画・システム・措置などを立案・実施する過程において知り得た本連盟およびその他の関係者に関する秘密については、本連盟内外を問わず漏えいしてはならない。

第3章 緊急事態への対応

(緊急事態への対応)

第11条 第3条第4号の外部からの危機による具体的リスク等が発生し、本連盟をあげての対応が必要である場合(以下「緊急事態」という)は、連盟長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

(緊急事態の範囲)

第12条 この規程において緊急事態とは、次の各号に掲げる事件によって、本連盟およびその事業所、又は構成員等にもたらされた急迫の事態をいう。

(1) 自然災害

- ① 地震、風水害などの災害

(2) 事故

- ① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
- ② この法人の活動に起因する重大な事故
- ③ 構成員にかかる重大な人身事故

(3) インフルエンザ等の感染症

(4) 犯罪

- ① 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝等並びに脅迫状の受領などの外部からの不法な攻撃
- ② 本連盟の法令違反およびその摘発等を前提とした官公庁による立入調査
- ③ 内部者による背任、横領等の不祥事

(5) その他上記に準ずる運営上の緊急事態

(緊急時における本連盟内の通報)

第13条 緊急事態の発生を認知した構成員は、速やかに所定の通報先へ通報しなければならない。

- 2 通報は、原則として以下の2つの経路によって行うものとする。
下記については経路図を作成する。
- 3 通報に当たっては、迅速さを最優先する。したがって、前項の経路で直接通報先が不在の場合は、それを越えて次の通報先へ通報することとする。また、きわめて緊急の場合は、直接通報のみでなく、その先まで同時に通報するなど、臨機の措置をとることを要する。
- 4 第2項に定める経路による通報のほか、必要あるときは、理事により関係部署にも速やかに通報することを要する。
- 5 正確な情報を持つために通報が遅れるようなことがあってはならない。そのような場合は、情報の正確度を付し、適時中間通報を行うことを要する。

(情報管理)

第14条 緊急事態発生時の通報を受けた連盟長・事務局は、情報管理上の適切な指示を行う。

(緊急事態発生時の対応の基本方針)

第15条 緊急事態発生時においては、当該事態についてその発生部門において、次の各号に定める基本方針に従い、対応することとする。

(1) 地震、風水害等の自然災害

- ① 人命救助を最優先とする。
- ② (必要に応じ)官公署へ連絡する。
- ③ 災害対策の強化を図る。

(2) 事故

- ① 爆発、火災、建物倒壊等の重大事故
 - ・ 人命救助と環境破壊防止を最優先とする。
 - ・ (必要に応じ)官公署へ連絡する。
 - ・ 事故の再発防止を図る。
- ② 本連盟の活動に起因する重大事故
 - ・ 構成員、関係者の安全を最優先とする。
 - ・ (必要に応じ)官公署へ連絡する。
 - ・ 事故の再発防止を図る。
- ③ 構成員等にかかる重大人身事故

- ・ 人命救助を最優先とする。
- ・ (必要に応じ)官公署へ連絡する。
- ・ 事故の再発防止を図る。

(3) インフルエンザ等の感染症、食中毒

- ・ 人命救助と伝染防止を最優先とする。
- ・ (必要に応じ)官公署へ連絡する。
- ・ 予防並びに再発防止を図る。

(4) 犯罪

① 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝、脅迫などの外部からの不法な攻撃

- ・ 人命救助を最優先とする。
- ・ 不当な要求に屈せず、警察と協力して対処する。
- ・ 再発防止を図る。

② 本連盟の法令違反およびその摘発等を前提とした官公庁による立入調査

- ・ 真実を明らかにする。
- ・ 再発防止を図る。

③ 内部者による背任、横領等の犯罪および不祥事

- ・ 真実を明らかにする。
- ・ (必要に応じ)官公署へ連絡する。
- ・ 再発防止を図る。

(5) その他上記に準ずる運営上の緊急事態

① 緊急事態に応じ上記に準じた対応をする。

(緊急事態対策室)

第16条 特定の緊急事態が発生した場合又はその発生が予想される場合は、緊急事態対策室(以下「対策室」という)を設置することができる。

(対策室の構成)

第17条 対策室の構成は、次のとおりとする。

- (1) 室長 連盟長
- (2) 副室長 副連盟長
- (3) 室員 理事

(対策室会議の開催)

第18条 対策室会議は、招集後直ちに、出席可能な者の出席により開催する。

(対策室の実施事項)

第19条 対策室の実施事項は、次のとおりとする。

- (1) 情報の収集・確認・分析
- (2) 応急処置の決定・指示
- (3) 原因の究明および対策基本方針の決定
- (4) 対外広報、対外連絡の内容、時期、窓口、方法の決定
- (5) 本連盟内連絡の内容、時期、方法の決定

- (6) 対策室からの指示、連絡ができないときの代替措置の決定
- (7) 対策実施上の分担等の決定、および対策実行の指示並びに実行の確認
- (8) その他、必要事項の決定

(構成員への指示・命令)

第20条 対策室は、緊急事態を解決するに当たって、必要と認められるときは、構成員に対して一定の行動を指示・命令することができる。

- 2 構成員は、対策室から指示・命令が出されたときは、その指示・命令に従って行動しなければならない。

(報道機関への対応)

第21条 緊急事態に関して、報道機関からの取材の申入れがあった場合は、緊急事態の解決に支障を来たさない範囲において、取材に応じる。

- 2 報道機関への対応は、連盟長の職務とする。

(届出)

第22条 緊急事態のうち、所管官公庁への届出を必要とするものについては、正確、かつ迅速に所管官公庁に届け出る。

- 2 所管官公庁への届出は、連盟長がこれを行う。

(理事会への報告)

第23条 対策室は、緊急事態解決策を実施したときは、その直後の理事会で、次の事項を報告しなければならない。

- (1) 実施内容
- (2) 実施に至る経緯
- (3) 実施に要した費用
- (4) 懲罰の有無およびあった場合はその内容
- (5) 今後の対策方針

(対策室の解散)

第24条 緊急事態が解決し、かつ再発防止策が効力を発揮したとき、対策室を解散する。

第4章 懲戒等

(懲戒)

第25条 次のいずれかに該当する者は、その情状により、懲戒処分に付する。

- (1) 具体的リスクの発生に意図的に関与した者
- (2) 具体的リスクが発生するおそれがあることを予知しながら、その予防策を意図的に講じなかった者
- (3) 具体的リスクの解決について、本連盟の指示・命令に従わなかった者
- (4) 具体的リスクの予防、発生、解決等についての情報を、この法人の許可なく外部に漏らした者
- (5) その他、具体的リスクの予防、発生、解決等において本連盟に不都合な行為を行

った者

(懲戒の内容)

第26条 前条の懲戒処分の内容は、役員(監事を除く。以下本条および次条において同じ)又は職員の情状により次のとおりとする。

(1) 役員については、戒告に処することがある。また、理事会の決議により、その情状に関する情報を役員選出委員会に提供することができる。

(2) 職員については、就業規則に従いけん責、減給、出勤停止、又は懲戒解雇とする。

(懲戒処分の決定)

第27条 前条の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については連盟長がこれを行う。

第5章 雑 則

(緊急事態通報先一覧表)

第28条 事務局は、緊急事態の発生に備えて、緊急事態通報先一覧表(以下「一覧表」という)を作成し、これを関係者に周知徹底しなければならない。

2 一覧表は、1年に1回点検の上、必要に応じて修正する等、常に最新のものとするように努めなければならない。

(一覧表の携帯等)

第29条 役職員は、一覧表又はこれに代わり得るものを常に携帯するとともに、常時その所在又は連絡先を明らかにしておかなければならない。

2 前項に規定する者を除く関係者も、緊急事態発生時の通報先を常に把握しておかなければならない。

附 則

1. この規程は、平成26年3月8日から施行される。
2. 令和2年6月9日 一部改定
3. この規程を改定するときは理事会の承認を得なければならない。

緊急時における（一社）ガールスカウト千葉県連盟への連絡について

平成 26 年 3 月 8 日

団や連盟における危機発生時(災害や事故等)、混乱を最小限に留めるための体制を早急に整える必要がある場合の連絡について、次の 1~4 のとおりとします。

1. 緊急事態の範囲およびレベルについて

- (1) 緊急事態の範囲は、別紙 1「緊急連絡を要する事項」を、ご参照ください。
- (2) 緊急事態のレベルは、重大な災害・事故により人命に関わる事又は相当する状況が考えられます。

2. 緊急時の連絡体制について

千葉県連盟への緊急連絡は、別紙 2「(一社)ガールスカウト千葉県連盟重大事故発生時緊急連絡体制」に示しております。

3. 緊急時の対応方針について

(1) 収集する主な情報

連盟および団は、緊急事態発生状況とともに、被害規模を推定するための情報を迅速に収集します。

- ① 緊急事態発生状況(具体的内容、発生日時、場所、通報者等)
- ② 被害の発生状況および被害の拡大に関する予測
- ③ 警察・消防機関等の応急措置の状況
- ④ 会員等の安全確保・避難状況

(2) 情報の集約・分析・共有

緊急事態に対して、連盟および団は、収集した情報を分析し応急対策を立てます。

4. 情報の取り扱いについて

- ① 夜間・休日用の連絡先は、連盟役員で共有してください。
- ② 緊急時以外は、平日、ご報告ください。

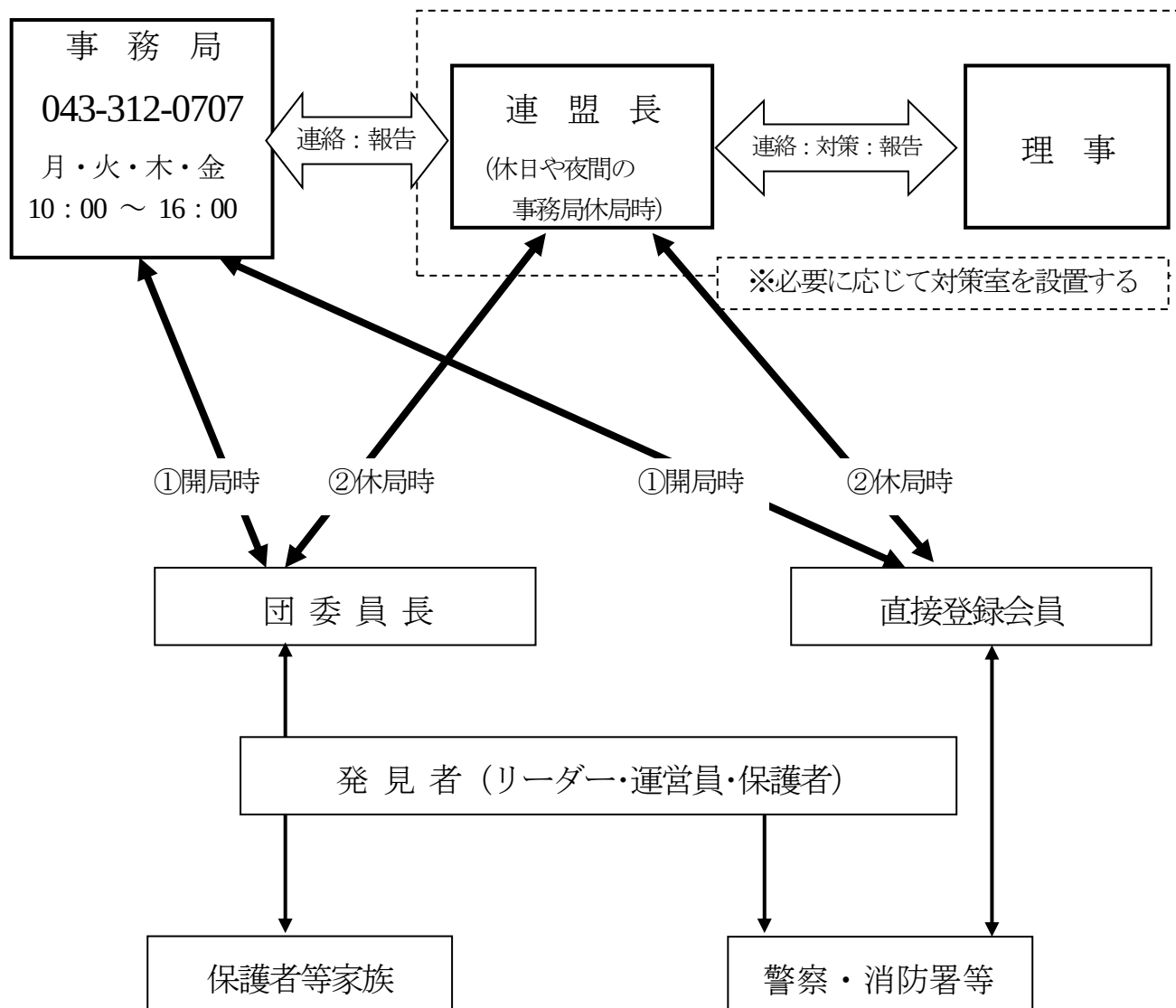
緊急連絡を要する事項

平成 26 年 3 月 8 日

	重大事故例（発見者、団等）	緊急に連 盟へ要連 絡	緊急に日 本連盟へ 要連絡
1	自然災害〔地震・風水害・落雷・雪害・火災（山火事を含む）〕による建物、設置物等の破損および会員等への被害の発生等	救 急 車 に よ る 救 急 搬 送 な ど	左 記 の う ち 、 重 篤 ・ 生 命 に 関 わ る 場 合
2	爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故 (ガールスカウトに関わる場合)		
3	会員等の活動中における重大事故、又は人身事故等 (死亡事故および後遺症が予想される事故等)		
4	海外派遣者の国外における重大事故等		
5	食中毒、伝染病、感染症等の発生 (O-157、ノロウイルス感染症の発生、大腸菌の検出等)		
6	連盟および団における犯罪、内部者による不祥事		

(一社) ガールスカウト千葉県連盟 重大事故発生時緊急連絡体制

令和2年6月9日



【千葉県連盟への連絡・報告】

- ◆ 緊急時の連絡
 - ① 開局時 平日 (月・火・木・金) は事務局に連絡
043-312-0707 【10:00~16:00】
 - ② 夜間や休日など事務局休局時は、連盟長に連絡
- ◆ 事後報告の連絡 速やかに事務局へ連絡

一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟(以下「本連盟」という)定款第59条に定める情報公開に関し、必要な事項を定めることにより、本連盟の公正で開かれた活動の推進に資する。

(責務)

第2条 本連盟は、この規程の解釈および運用にあたっては、原則として一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第7条に規定する情報公開の対象資料を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 本連盟は、情報公開の対象に応じ、公表、資料の事務所備え置きならびにインターネットの方法により行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は理事会の議決によりこれを定める。

(公表)

第5条 本連盟は、法令の規定に従い、貸借対照表、損益計算書および役員の報酬等の支給の基準について公表する。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の公表については、事務所備え置きの方法によるものとする。

(資料の事務所備え置き)

第6条 本連盟は、法令の規定に従い、資料の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

(事務所備え置きの資料)

第7条 前条の事務所備え置きの対象とする資料は定款第51条に規定する書類とし、次条に規定する閲覧する場所に常時備え置く。

2 前項に規定する書類の備え置き期間を表示していないものについては、当該最新の資料を公開する。

(閲覧場所および閲覧日時)

第8条 本連盟の事務所備え置きの対象とする資料の閲覧場所は、主たる事務所とする。

2 閲覧の日は、本連盟の休日以外の日とし、閲覧の時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、本連盟は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第9条 閲覧希望者から第7条に定める資料の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱

うものとする。

- (1) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、謄写の是非について可とするものは実費負担を求め、これに応じる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事会の議決を経てこれを定める。

(管理)

第11条 本連盟の情報公開に関する事務は、本連盟事務局が管理する。

附 則

1. この規程は、平成 24 年 12 月 11 日から施行される。
2. 平成 27 年 1 月 24 日 一部改定
3. この規程を改定するときは理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟

個人情報取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟(以下「本連盟」という)定款第 60 条に定める個人情報の保護に関し、必要な事項を定めることにより個人の権利利益の保護および本連盟事業の適正な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 個人情報

生存する個人の情報であって、その情報の中に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等から特定の個人を識別できるものをいう。

(2) 個人情報データベース等

各種名簿のように個人情報を一定の規則に基づき整理し、集合体としたもので、特定の個人の情報を容易に検索する事が出来るものをいう。媒体については、コンピューター、紙などその種類を問わない。

(3) 個人データ

第 2 号に定める個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 保有個人データ

本連盟が開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止ならびに第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、当該データの存否が明らかになることにより、本人および第三者の生命、身体または財産が侵害されるおそれのあるもの等を除く。

(5) 本人

個人情報から識別される個人をいう。

(法令の遵守等)

第3条 業務の従事者は、個人情報の保護に関する法令等を遵守するとともに、その従事する事業に置いて個人情報の保護を図らなければならない。

(個人情報保護管理者等)

第4条 本連盟が所有する個人情報について、その適正な管理、使用等を図るための統括責任者として個人情報保護管理者を置く。個人情報保護管理者は担当理事とする。

2 個人情報保護管理者は、本連盟が保有する個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他個人情報の安全管理のために、必要かつ適切な措置を講ずる。

3 個人情報保護管理者は、個人情報を取り扱う業務の従事者に対する必要かつ適切な指導、教育、監督を行う。

(利用目的の通知等)

第5条 個人情報の入手、使用に際しては、その利用の目的(以下「利用目的」という)を出来る限り特定しなければならない。

- 2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連を有すると合理的に認められる範囲で行う。この場合、変更した利用目的について、本人に通知または公表しなければならない。

(事業別の利用目的等の明確化)

第6条 本連盟が実施する各事業における個人情報の取り扱いを明確にするために、各個人の情報ごとに、利用目的および利用方法、第三者への提供の方法等を記入した「個人情報取り扱い票」を作成する。

(目的外利用の制限)

第7条 あらかじめ本人の同意なく、第2条に定める利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 業務の受託に伴い個人情報の提供を受けた場合は、委託者があらかじめ本人に示した利用目的の範囲を超えて使用してはならない。
- 3 前2項の規定は、法令に基づく等特別の事由がある場合にはこれを適用しなければならない。

(取得の制限)

第8条 個人情報を取得する場合には、その利用目的を明示し、適切かつ適正な方法で行わなければならない。

- 2 個人情報の取得に際しては、思想、信条等に関する個人情報を取得してはならない。
- 3 個人情報は、原則として本人から取得しなければならない。ただし本人の同意がある場合や、個人の生命、身体または財産を守るために緊急かつやむを得ない場合等特段の事由がある場合は除く。

(利用目的の通知)

第9条 個人情報を取得した場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに利用目的を本人に通知しまたは公表する。

- 2 本人との間での契約締結に伴う契約書または本人からの各種申込書等、書面に掲載された当該本人の個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
- 3 前2項の規定は、本人への通知または公表により第三者の権利利益が侵害される恐れがある等特別の事由がある場合には、これを適用しない。

(個人データの適正な管理)

第10条 各人が担当する事業に関して、その利用目的達成に必要な範囲で個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

- 2 利用目的に照らし保存の必要がなくなった個人データについては、確実かつ速やかに破棄または削除する。
- 3 業務の従事者は、業務上の必要から個人情報の取扱いの一部または全部を業務の管理者以外の者に委託する場合は、取扱いを委託する個人データの安全管理について受託者が構すべき措置を明らかにし、それを委託契約書上明示するとともに、受託者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 4 業務の従事者は、本会が保有する個人データについて、その目的の如何にかかわらず、

無断で連盟事務所以外に持ち出してはならない。

(個人データの第三者提供)

第11条 法令の定め等の特別な事由がある場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供してはならない。

2 次の各号に定める場合には、第三者への提供には該当しないものとする。

(1) 利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合

(2) 合併その他の事由による事業の継承に伴って個人情報を提供する場合

(3) 個人データを特定の者と共同して利用する場合、その旨ならびに共同利用される個人データの項目、共同利用者の範囲、共同利用者の利用目的および当該個人データの管理責任者の氏名または名称について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態にあるとき

(保有個人データの開示等)

第12条 本連盟が保有する個人データに当該本人から本連盟に対し、本人にかかわる保有個人データの開示請求があった場合には、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示する。ただし、当該本人にかかわる保有個人データを有していない場合は、その旨回答する。

2 以下の各号のいずれかに該当する場合には、開示の全部または一部を行わないことができる。

(1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがある場合

(2) 本連盟事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

3 保有個人データの開示または不開示の決定は、本人に対し、できる限り速やかに行い、不開示の場合にはその理由を明示する。

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等)

第13条 本連盟が保有する個人データに関し、本人から本連盟に対し、当該保有個人データについて訂正、追加、削除または利用停止について、請求がある場合には、速やかに調査を行い、その対応について本人に通知する。

2 前項に基づく調査の結果、訂正等にかかわる本人の申し出に応じない場合には、その旨ならびにその理由について回答する。

(苦情の対応)

第14条 本連盟における個人情報の取扱いに関し、本人または第三者から苦情があった場合には、迅速かつ適切な対応に努める。

2 苦情解決のため、本連盟に苦情解決責任者をおく。

(職員の義務)

第15条 業務の従事者、または業務の従事者であった者は、業務上知り得た個人情報について、正当な理由なく他人に知らせまたは不当な目的に使用してはならない。

2 本規程に違反または違反するおそれのある事実を認知した者は、その旨を個人情報保護

管理者に報告しなければならない。

- 3 個人情報保護管理者は、前項に基づく報告を受けた場合には、適切な措置を講ずるよう指示するとともに、必要に応じて連盟長に報告しなければならない。

(その他)

第16条 本規程の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成 25 年 3 月 5 日から施行される。
2. この規程を改定するときは理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟
菜の花基金細則

(目的)

第1条 この規程は、菜の花基金の運用について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 目的に賛同する個人又は団体よりの寄付金を基にする。

2 基金のみを対象とした口座にて管理する。

(基準)

第3条 人命救助等社会的に認められた善行。

2 長期にわたり継続した奉仕活動(毎月1回以上10年以上継続)。

3 ガールスカウト運動の為となる発明や発見。

4 人材育成の為の助成。

(運用)

第4条 菜の花基金は、団または団体が推薦者の申請書を連盟長に提出する。

2 菜の花基金は理事連絡会にて検討し、連盟長が決定する。

附 則

1. この細則は平成26年9月13日から施行される。
2. この細則を改定するときは理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟

寄 附 金 等 取 扱 規 程

(目的)

第1条 この規程は、定款第 49 条の規定に基づき一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟(以下「本連盟」という)が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 本連盟の会員又は本連盟の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- (2) 特定寄附金 本連盟の会員又は本連盟の会員を含む広く一般社会に、使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- (3) 特別寄附金 前各号のほか、使途および運用方法を指定して、個人又は団体から受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第3条 本連盟は常時一般寄附金を募ることができる。

- 2 一般寄附金は、寄附金総額の 50%以上を定款第 49 条の目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(特定寄附金の募集)

第4条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途およびその他必要な事項を説明した書面(以下「募金計画」という)を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

- 2 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第 50 条の目的事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の 30%以下でなければならない。

(募金計画書の交付等)

第5条 特定寄附金を募集するときは、募金計画書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金計画書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第6条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書および募金計画書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、本連盟の目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額およびその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第7条 本連盟は、特定寄附金の募金期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項

を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

- 2 本連盟は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書および当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(特別寄附金)

第8条 本連盟は個人又は団体より、使途および運用方法を指定して、特別寄附金を受領することができる。

- 2 前項の寄附金については、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。
- 3 寄附金が次の各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。
 - (1) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
 - (2) 寄附金の受け入れに起因して、本連盟が著しく資金負担を生ずる場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、本連盟の業務の遂行上支障があると認められるものおよび本連盟が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第9条 本連盟が受領する寄附金については、事務所への備え置きおよび閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成26年3月8日から施行される。
2. この規程を改定するときは理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟

慶 弔 規 程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟(以下、「本連盟」という)の役員、職員、会員および関係団体等にかかわる慶弔事に関し必要な事項を定める。

(慶弔の種類)

第2条 本連盟が行う慶弔の種類は、次の通りとする。

(1) 役員、会員および職員

- ① 慶事 受勲、受賞、記念事業等
- ② 弔事 死亡
- ③ 傷病
- ④ 災害 火災、地震、風水害等

(2) 関係団体等

他団体・関係官公庁等にかかわる慶弔事に際しては、理事会に諮って対処を決定する。

(慶弔の基準)

第3条 前条に規定する慶弔の基準は、慶弔内規として別途定める。

(付記)

第4条 この規程により難しいものについては、理事会に諮ってこれを決定する。

附 則

1. この規程は、平成 25 年 3 月 5 日から施行される。
2. この規程を改定するときには理事会の承認を得なければならない。

一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟
慶 弔 内 規

I.会員の慶弔の基準

1.慶事

- (1) 発団 祝金 5,000 円
- (2) 団周年記念事業 祝金 5,000 円
 - ① 理事が出席しない場合は、祝辞を送る。
 - ② 周年事業への出席および祝金は、団から連絡があった場合とする。
- (3) 南関東地区の周年事業等 祝金 5,000 円・10,000 円
- (4) その他(会員の受勲・受賞等)理事会が必要と認めた場合、理事会で協議、決定する。

2.弔事

- (1) 会員本人の死亡
 - ① 役員、顧問 弔電、供花
 - ② 団委員長 弔電、供花
 - ③ その他の会員・関係者のガールスカウト活動中の事故死については、理事会で協議、決定する。
- (2) 役員・顧問の配偶者の死亡 弔慰金 10,000 円
- (3) 他都道府県連盟長の死亡 弔慰金 10,000 円
 - ① 南関東地区内の連盟長 弔電
 - ② その他の連盟の連盟長
- (4) その他、理事会が必要と認めた場合、理事会で協議、決定する。
- (5) 訃報連絡については、各団および直接登録会員に連絡をする。
 - ① 日本連盟からの訃報配信
 - ② 千葉県連盟理事・監事・顧問本人、およびその配偶者死亡の場合
 - ③ 団委員長本人死亡の場合
 - ④ 会員死亡について、団・地区から連絡があった場合
 - ⑤ その他、理事会が必要と認めた場合
 - ⑥ 事務局休業の場合は、連盟長からの指示により書記が連絡する。

3.傷病見舞

本連盟主催事業中に発生した傷病の見舞いについては、理事会において協議、決定する。

4.災害見舞

火災・地震・水害等による損害を被ったときの災害見舞については、理事会において協議、決定する。

II.職員の慶弔の基準

1.慶事

職員の結婚、出産、退職については、理事会において協議、決定する。

2.弔事

職員の弔事、傷病見舞い、災害見舞いについては、理事会において協議、決定する。

3.その他

この規程は、試用期間中の職員には適用されない。

以 上

1. 平成 25 年 3 月 5 日 制定
2. 平成 27 年 3 月 7 日 一部改定
3. 令和 2 年 6 月 9 日 一部改定